

令和3年度玄海町まちづくり活性化促進事業補助金募集要項

令和3年1月27日

玄海町役場 企画商工課

玄海町まちづくり活性化促進事業を以下のとおり募集します。応募にあたっては、玄海町まちづくり活性化促進事業補助金交付要綱(平成5年玄海町告示第32号)「以下「要綱」という。」も併せてご確認ください。なお、次の点にご留意ください。

- (1) 補助金は、自主的に行われる公益性のある事業に対して交付することができるものです。
- (2) 予算の議決が得られないなどの理由で、交付できないことがあります。
- (3) 申請書類等の様式は、要綱で定めています。
- (4) 内容等の聞き取りをしますので、申請前にご相談ください。

1. 補助対象事業等（要綱第2条関係）

① この補助金は、豊かで住みよい魅力と活力のある町づくりにつながるものであって、下記の表に掲げる事業に要する経費に対して交付します。なお、いずれの事業も次の(1)～(3)の要件の全てに該当するものである必要がありますので、ご注意ください。

- (1) 主として町民に対して実施される事業
- (2) 3年以上の事業計画があって、事業の効果及び収支計画が明確である事業
- (3) 活動の内容を広く発信し、地域の住民、企業等の参加、協力及び連携を得ようとする事業

| | 補助対象事業 | 補助対象外経費 | 想定される事業例 |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 1 | 地域おこし組織・人材の育成強化に関する事業 | | 組織のビジョン策定やアドバイザーの派遣、研修会・交流会・体験学習会・イベント等の参加または開催 等 |
| 2 | 地域の自然・歴史・文化・観光資源を活かした地域間交流事業 | ①恒常的な維持・運営に要する経費 ②構成員の人件費 | |
| 3 | まちづくりのためのイベント開催事業 ※町内での開催に限ります。 | ③事業と直接関わりがない食糧費 ④地域伝承芸能の用具、 | |
| 4 | 地域課題の解決のための地域活動推進事業 | 道具の維持管理及び保存整備等に必要経費。ただし、新規、更新に必要な経費は除く。 | 地域での防犯活動、高齢者や子ども達の見守り事業 等 |
| 5 | その他町長が、独創的・个性的なものでまちづくり推進上特に必要と認めた事業 | | |

1事業あたり200万円を上限とし、対象額(査定額)の90%以内を補助金として交付します。なお、一部例外がありますので、それぞれの補助区分の詳細については、要綱別表第1にて確認をお願いします。

② ただし、次の事業は、補助金の交付の対象となりません。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

ただし、目的が宗教的活動ではなく、文化の保存、継承であるものは対象となります。し

かし、保存、継承が目的であっても、神社仏閣等の宗教的事業所が直接所有するものや名称が入るもの、宗教的施設に整備するものは対象となりません。

(2) 本町の他の制度による補助金等の対象となる事業

この事業の対象となる場合は、それぞれの補助金所管課にご相談ください。また、既存の補助金の交付要件に該当しない場合でも、事業の性質によってはそれぞれの補助金所管課での対応となる場合があります。

2. 補助の対象者（要綱第3条関係）

次のいずれかに該当する者又は団体が補助対象です。ただし、本町から他の制度による補助金等を受けている団体及び本補助金を過去3回受けた者又は団体は対象となりません。

- (1) 町内に1年以上在住している者
- (2) 町内の事業所に勤務し、その代表者が推薦する者
- (3) 主に町民で組織する5名以上の団体

3. 事業の申請（要綱第4条関係）、事業の承認（要綱第5条関係）

この補助金は、住民の代表等で組織する審査会で審査した上で町長が交付を決定します。なお、申請者に審査会への出席を求め、事業内容の説明をしていただく場合があります。

4. 補助金を受けた者の義務（要綱第14条）

補助を受けた方は、本町のまちづくりへの積極的な参画をお願いします。また、事業成果などについて、広報紙等で公表することがあります。

5. 事業のスケジュール等

応募時期は年2回とします。応募資格や補助要件、は以下のとおりです。

| 募集時期 | 第1回 (上期 4月以降事業開始) | 第2回 (下期 10月以降事業開始) |
|---------|--|---------------------------------|
| 事業実施期間 | 交付決定日～令和4年3月31日(木) | |
| 応募期間 | 令和3年2月1日(月)から 令和3年3月15日(月)まで | 令和3年7月1日(木)から 令和3年7月30日(金)まで |
| 審査会開催時期 | 令和3年3月末ごろ | 令和3年8月ごろ |
| 交付決定の時期 | 令和3年4月上旬 | 令和3年9月下旬 |
| 概算請求の時期 | 交付決定後、随時 | |
| (変更申請) | 随時 | |
| 実績報告期限 | ① 事業終了後30日を経過した日 ② 又は令和4年3月31日のいずれか早い時期 | |
| 額の確定 | 実績報告書を受け付けた日から概ね10日以内 | |
| 精算請求の時期 | 額の確定日以降の令和4年4月30日まで | |
| 補助金支払時期 | 請求日から概ね20日以内 | |